

負担限度額認定証とは

介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）やショートステイを利用する居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが低所得の方については、居住費・食費の負担軽減を行っています。

●軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

【負担限度額とは】

介護保険3施設に入所やショートステイを利用すると、介護サービス費用の自己負担分（1割もしくは2割）のほかに、居住費や食費なども負担することになります。

ただし、所得の低い方は、居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。負担限度額は利用者負担段階ごとに定められています。

2021/4/1 エリシオン石木の里